

# 足立区自立支援協議会 暮らし部会

## 水害時個別避難計画についてのアンケート 回答

※ 質問者名は省略し、ご意見・ご質問のみ記載しています。

	ご意見・ご質問	区回答
<b>避難行動要支援者の内容について</b>		
<b>1</b>	安否確認申出書の返信があった方が対象になっているが、そこで返信のない（できないかも？）方への支援が切れてしまうことが懸念される。	今回、返信が無い方に初めて再勧奨を実施しているお話をしましたが、それでも返信が無い方につきましては、違う方法を検討して働きかけを続けていきます。 （注：返信がないことをもって、避難行動要支援者名簿から削除されるものではありません。）
<b>2</b>	2025年問題で多くの区民が要支援者になってしまうのでは？ 障害児者が取り残されそう。1家族内に要介護者（親）と障がい者が同居している場合、自力での避難が難しいと思われま。	ご意見のとおり、介護や障がいの度合いにより、多くの方が避難行動要支援者に該当することが想定されます。その中で、ご自身やご家族が自助・共助で出来る部分と、公助が必要な部分を確認しながら、世帯の状況に沿った計画にする必要があると考えます。
<b>3</b>	要支援者の「支援の必要度」について、障害区分や居住地（居住階）だけで仕分けしてよいのか？	まずは、ご本人やご家族からの申し出である「災害時安否確認申出書」の回答内容から、優先区分を設定しています。
<b>4</b>	要支援者に、小さい子を抱えた母子・父子家庭等は入らないのか？	入りません。 ご意見のケースは、配慮が必要な方：要配慮者に該当します。 【要配慮者例】 75歳以上の高齢者/妊産婦/未就学児 /外国人 等
<b>5</b>	要支援者だけでなく、区民全体に避難に対する意識をより強く持ってもらおう対策が必要なのではないのか？	ご意見のとおりです。 そのために、区といたしましても、令和元年の台風第19号以降、分散避難の考え方を区民の皆さまに訴え続けています。
<b>6</b>	避難マイタイムラインを作ろう！ということが2年前ぐらいにあったが、その後あまり聞かなくなった。	決してマイタイムラインの考え方が無くなった訳ではございません。ご希望があった場合には、東京都発行の「東京マイ・タイムライン」をお渡ししています。
<b>7</b>	小さな子供がいる、要介護認定は受けてはいないが、高齢（独居）の方々に対しても啓蒙も同時に進めていく必要があるのではないのか？	（No5と同回答） ご意見のとおりです。 そのために、区といたしましても、令和元年の台風第19号以降、分散避難の考え方を区民の皆さまに訴え続けています。

	ご意見・ご質問	区回答
8	障害者手帳未取得で介護保険適用外の若い高次脳機能障害者が漏れてしまうのではないか。	自治体には、避難行動要支援者名簿の作成義務があり、名簿の該当要件を定めています。こちらに該当しない場合は、個別に把握するしかないと考えます。 ・要介護 3～5 ・身障手帳 1～3 級 ・愛の手帳 1～2 度 ・障害支援区分 4～6
9	コロナ関連とは異なり区民全体が災害に対する足立区の取り組みを知る人は少ない。送付しただけで一人一人が理解し申請しようと行動に繋がらなかった方が多いのではないかと。読む・書く・投函するという行動が難しい方がいるのではないのでしょうか。	「災害時安否確認申出書」の回答がない方には、再勧奨通知のほか、関連する事業者や日頃関わりがある施設の方などからの働きかけも検討し、回答率が限りなく100%になるよう、計画書作成と並行し進めていきます。
10	全員から返信があったら全員が対象者となり、計画・訪問をすることになるわけで、それを考えたら始めから全員の計画を作るという考えで取り組む事が大事だと思う。	計画作成の優先度が高い方から進めていますが、個別避難計画の作成対象は、あくまでも避難行動要支援者名簿に掲載されている方全員です。 優先区分が低い方につきましても、作成方法を検討して順次進めていきます。
11	逃げ遅れによる犠牲者をゼロにするため、避難行動要支援者を漏れなく把握していただきたい。そのため実態把握は区の職員の方だけでは大変であり、町会や地域の民生委員の方々のお力をお借りして進めていけると良いかと思えます。	区がやるべきこと、区しかできないこと、地域や民生委員が出来ること、お力を借りたいことを整理したうえで、要支援者対策に係るスキームをブラッシュアップしていきます。
12	家族構成、知的障がいの方で高齢の家族と暮らしている、ご家族の地域とのかかわり具合、そもそも防災（避難）に対する考え方等によって、障害区分だけではなく支援の必要度が変わるのではないかと？	それを確認するための災害時安否確認申出書であり、訪問確認であり、個別避難計画書です。 自助や共助で出来る部分を確認し、真に必要な支援を盛り込んだ計画書にしています。
13	障がい者の妊産婦は想定しているか？	障がいの程度の把握はもちろん必要ですが、妊産婦としての状況は、短期間で状況が変化する場合が多く、年に一度の計画確認では的確な情報が得られません。このため、避難が必要になったその時点での最新情報をもとに迅速に把握・対応すべきと考えます。
14	返信のない方に再勧奨通知（事務的）の手段が挙げられていますが、確実に安全が確認できる他の方法は考えられないのでしょうか？	（No1と同回答） 今回、返信が無い方に初めて再勧奨を実施しているお話をしましたが、それでも返信が無い方につきましては、違う方法を検討し働きかけを続けていきます。
15	障がい者区分が数年ごとに見直しされますが、重度化した場合など優先的な支援を受けることができるのでしょうか。	障がいの程度とともに、自宅の浸水リスクや自力避難の可否、支援者の有無から、優先度に沿って計画書を作成しますので、障がいの程度だけで、優先度が決まる訳ではありません。
16	ご家族が外国籍の場合、理解が十分に得られるのか？ご家族の状況にもよりますが、家族ぐるみの避難がご本人の為にもより良いと思うが、避難時は一緒にいられるのか？（説明では状況により必ず一緒とは言えないというような内容だったが）	ご理解いただけるように説明し、進めていきます。 避難先では、支援も含めて一緒にいていただくのが良いと思いますが、避難者数や世帯がバラバラに避難してきた際は、一緒に居られないことも想定されます。

	ご意見・ご質問	区回答
<b>計画書の作成区分、作成の流れ等について</b>		
17	障がいのある子どもと共に親も高齢化している。片親だけで老障介護をしている家庭もあり、普段はヘルパーなどの手を借りて様々な支援をしてもらっている方が多いと思われる。	家族構成や介護・障がいの度合い、居住形態など一様ではないため、実情に沿った避難方法や避難先を記載した計画になるよう、1件ずつ訪問して作成しています。
18	作成時、区の職員で家庭訪問されて聞き取り、相談、作成を行うとありますが、普段接していない区の職員では、聴き取りにくい事もあるのではないかと？普段利用しているサービス事業所へも普段の様子を聞く等はないのか？	障がい要件で要支援者に該当する方の計画書を作成するにあたり、日頃利用している事業所や相談支援専門員の方との連携がまだ固まっていません。計画作成時・避難時両方の面から、連携できる仕組みを検討します。
19	障がいの程度が重くなった時点で早急に計画作成ができるか、懸念される。	(No15と同回答) 障がいの程度とともに、自宅の浸水リスクや自力避難の可否、支援者の有無から、優先度に沿って計画書を作成しますので、障がいの程度だけをもって優先度が決まる訳ではありません。
20	毎日、障がい者が通っている施設の職員さん方はそれぞれの家庭の事情など把握されていると思うため、意見や情報など区と共有・連携して個別避難計画書を作成してほしい。	ご意見の通り、ぜひ連携して進めるべきと考えています。これから共有・連携の仕方を検討し、要支援者の実情を反映した計画書に出来ればと考えています。
21	作成時、若しくは作成前（作成後でもよいが）に対象となっている方が利用されている事業所にも情報を入れていただくと、事業所側としても安心、若しくはご家族から話が合った時に説明できる。	現在、計画書を共有しているのは、 ・実際に避難支援に携わる方 ・ご本人やご家族等が提供を了承した方 です。 避難の実効性を高めるためにも、共有できるよう検討していきます。
22	約2万名の中で、現在は87名です。先の見通しが不明で、約1万名の方が未回答です。再勧奨通知により、どのくらいの回答を見込んでいるのでしょうか。	再勧奨通知回答【令和3年12月末時点】 2,164件/6,650件 〔回答率：32.5%〕
23	個人情報の取り扱いは、どの様に考えてますでしょうか。	命を守る計画書であることから、氏名や住所、障がい・介護の度合い等の基礎情報のほか、避難時・避難先で必要な配慮事項など、多くの情報を記載しています。区としても取扱いには最大限の注意を払うほか、実際に避難支援に携わる方も誓約書を取り交わしています。
24	福祉専門職等とは、ケアマネの他にどのような方を想定していますか。	内閣府の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月）では、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できる庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などとされています。

	ご意見・ご質問	区回答
25	施設利用者の個別避難計画書を作成する場合、関りのある事業者へ「作成協力依頼」とありますが、依頼内容とは「要支援への連絡・訪問日程調整・訪問への同行」と言うことで捉えてよいのでしょうか。	結構です。介護サービス事業者とも以下のとおり連携し、計画書作成を進めています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者への事前連絡</li> <li>・訪問日程の調整</li> <li>・訪問への同行/区職員の聞き取り確認のサポート</li> <li>・必要情報の共有</li> </ul>
26	資料にあるとおり、既に計画書作成に広く民間事業所との連携が始まっているものと理解します。多くの事業所が協力できるよう全体説明会等があると良いのではないのでしょうか？	本事業の普及啓発を進め、官民が連携して進めていかなければならないと考えております。 現在、メールや通知のほか、本協議会のような場で個別に説明に伺っておりますが、他の方法も検討します。
27	避難支援プランの様に3年に一度の書類(災害時安否確認申出書)の提出や見直しなどする予定はありますか？	「災害時安否確認申出書」は、3年に1回避難行動要支援者の皆さまにお送りし、現状を確認しています。 なお、今回から取り組んでおります個別避難計画は、作成後は毎年内容を確認・更新する予定です。
<b>避難先・避難方法について</b>		
28	道路が冠水した場合の避難先への避難。	冠水した道路は、足元の状況も見えず危険です。 そういった状況になる前に避難をお願いします。
29	最初から開設する福祉避難所は6か所と少なく、車での移動でないと福祉避難所へ行くことが出来ない人が多いと思われれます。	お体の状態や避難に必要な機器等の持参により、避難の手段として、車で避難（送迎）していただいて結構です。 ただし、避難先で車の安全（浸水被害）は保障できませんので、車自体の避難は各自でのご対応になります。
30	地震の場合は体育館を居室として利用することができるが、水害時の場合は1階にある体育館での避難が難しいため、2階以上が居室となるため校舎内には限られた人数しか避難先として利用できないのでは？と思われる。(地震と水害では避難できる人数が違う)足立区内は広く近隣に小中学校などの避難先が無い地域もある。	ご意見のとおり、想定される浸水の深さにより、各施設の浸水しないフロア（地域によっては3階以上）を避難者用の居室として使用するため、どうしても受入れ可能人数は少なくなります。 そのため、真に必要な方が避難所に避難できるよう、まずは在宅避難や縁故等避難をお願いしています。
31	第二次避難所に指定されていない事業所に避難させてほしいと言う希望があった場合、「各事業所の判断で」とのお話だったが、実際そういった場合、区職員の派遣は望まないが、障がい福祉課若しくは防災対策課との連絡連携はできるのか？	令和元年台風第19号の後にご意見をお伺いした際に、近隣の方が来られて断れずに受け入れた、というお話を何件もお聞きしました。 避難が必要な規模の場合、区は災害対策本部を設置して対応にあたりますので、連絡・連携を取ればと考えます。
32	道路が冠水した場合、自家用車で避難先まで辿り着けるのか。	冠水した道路は、足元の状況も見えず危険です。 辿りつけるかではなく、そういった状況になる前に避難をお願いします。

	ご意見・ご質問	区回答
33	<p>一次避難所の小・中学校への避難について、何度か総合防災訓練に参加し区内の小学校に行ったことがあるが、段差があったり通路が狭かったり、スムーズに玄関に行けても下駄箱付近のスノコや、傘立てなど事前に撤去して、ある程度スペースをあけてもらえないと車椅子を使って校舎内に避難することは難しい。</p>	<p>令和元年の台風第19号での対応を踏まえ、令和2年9月に「水害時避難所運営手順書」を作成しました。その中で、施設ごとに動線等を勘案した受付の設置場所やレイアウトを検討し、区職員をはじめ運営従事者間で一緒に確認しています。</p>
34	<p>一次避難所に行っても2階以上に避難するため、家族だけで上階に移動するのは大変。荷物を運んでくれたり、車椅子を上階に運ぶ手伝いをしていただけると助かります。</p>	<p>令和元年の台風第19号での対応を踏まえ、区職員や地域の避難所運営会議の皆さまの他に、受付にてボランティアを募ります。そういった方の力を借りながら、避難所内では共助により対応していきます。</p>
35	<p>障害を持つ方々が、災害の不安の中、全く知らない場所で、多くの知らない人たちと過ごすことは困難な場合が多い（特に障がい重い方々）そういった場合、普段利用している事業所が安全であるならば、そこに避難したいと思うのは想定できることなので、何らかの連携、協力体制がとれる形を模索してもよいのではないかと？</p>	<p>個別の相談になるかと思えます。現在計画書を作成した方でも、実情を確認し、避難所以外に避難する方もいらっしゃいます。その施設に浸水しないフロアがあり、且つ施設側もスタッフが留まり避難を支援できるのであれば、協力できる形を一緒に模索できればと考えます。</p>
36	<p>87名のうち47名が都立花畑学園となります。どこまで受け入れられるのか、また、避難した際の対応できる関係者は、どのくらいの人数を想定しているのか。</p>	<p>現在、避難所として使用を予定している居室から算出し、避難可能な人数を花畑学園に繋げています。また、開設に従事する区職員は、2班体制で事前に指定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1班：25人（うち保健師10人）</li> <li>・2班：26人（うち保健師10人）</li> </ul>
37	<p>上記の（道路が冠水した）場合、避難先変更等の調整や受け入れ体制はどうなるのでしょうか。</p>	<p>個別避難計画で検討した避難先は、必ずそこに避難しなければならぬものではありませんし、例えばより安全な足立区外への避難も結構です（避難所ではどこの誰でも受け入れます）。ただし、避難支援者には、計画と違う場所に避難したことは、出来るだけ共有するようにしてください。</p>
38	<p>避難先について、特に生活訓練型のご家族からは、日頃通っている施設に避難したいとの声があります。法人単位での対応となるかもしれませんが、現実的に受け入れるとなると、様々な課題があります。足立区としてはどの様にお考えでしょうか？</p>	<p>（No35と同回答） 個別の相談になるかと思えます。現在計画書を作成した方でも、実情を確認し、避難所以外に避難する方もいらっしゃいます。その施設に浸水しないフロアがあり、且つ施設側もスタッフが留まり避難を支援できるのであれば、協力できる形を一緒に模索できればと考えます。</p>
39	<p>身体障がい者を乗せた状態で車いすごと上階に運ぶことは重量的に無理があり、障がい者本人・介護者・支援者共に怪我をする危険がある。担架など災害時の備品として用意はするのでしょうか。また人力はボランティアを募って個々でお願いするしかないのでしょうか。</p>	<p>計画作成時に、人力で運ぶ必要が無いエレベーターがある施設に避難することで検討します。 （第一次避難所には担架を備蓄しており、受付でボランティアも募集します。）</p>

	ご意見・ご質問	区回答
<b>避難開始の連絡・タイムラインについて</b>		
40	身体障害者のいる家庭は身支度から避難まで時間がかかる。避難開始の連絡は早めに流してほしい。	連絡体制は、計画書の中で記載していきます。あわせて、本事業で想定している規模の台風情報は、テレビの他様々な媒体で数日前から発信されますので、自助で出来る部分から準備をお願いします。
41	連絡は障がい者の場合障がい福祉課各援護係からとあるが、支援者が最終連絡先の場合もある・・とあるが、日常的に連絡が取りにくいご家庭などもあるので、援護係だけで連絡を取ることが難しい場合もある。	個別のケースによると思いますが、そのために個別に訪問してお話をお伺いして計画書を作成します。連絡がつく可能性が高い連絡先ほか、第2、第3の連絡先を記載している例もあります。
42	低層階が水没等で住めなくなった場合などで避難所閉鎖後はどうするのかを考えておく必要があると思うが、どうか。	浸水によりご自宅で生活できない場合には、東京都と区が連携し、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する計画になっています。
43	避難が必要な場合、各障がい者団体の会長へ連絡し、団体の連絡網の活用など依頼してほしい。	水害は、危険が迫っている状況であるという危機感を共有することがまず大切だと思いますので、方法を一緒に検討・ご相談させてください。
44	最初から、連絡者を援護係と利用されている事業所の二つに設定してはどうか？連絡が重複しても、より確実になるのではないかな？	「あちらはこう言ってる」「こちらからこう言われた」とならないよう、災害時の情報連絡は、できる限りシンプルであり二重にならない方が良いかと考えます。且つ、2つ設定では、あちらが連絡するであろうという連絡側も憶測も働くため、1つにしています。
<b>災害時安否確認申出書・訪問確認について</b>		
45	独居の対象障がい者に対する配慮 文章理解等への支援	令和3年にお送りしたご案内では、全ての文字にルビをふるほか、なるべく文字量を減らすよう工夫しました。更に効果的な方法等がないか、ご相談させてください。
46	知的障がい者の場合、ご本人への聞き取りが難しく、判断能力にも欠ける。その場合は保護者・家族が答えることになるがご本人にとって必要な支援になっているか。	それを確認するため、1件ずつ訪問して確認し、計画書を作成しています。ご本人や、一緒に避難するご家族の必要事項がある場合には、計画書の「その他の特記事項」欄に記載するようにしています。
47	令和2年11月時点での回答が半数にとどまっている点が課題ですね。再勧奨通知も必要ですが、別途広報等において周知することや町会や民生委員の方々に協力してもらい、回答率が向上できると良いです。	再勧奨通知についても、本事業が始まったことにより初めて実施したところです。違う方法を考えながら、引き続き回答が無い方への働きかけを続けていきます。

	ご意見・ご質問	区回答
48	災害時安否確認申出書の提出が少ないのは何故か？逃げるのを諦めることがないことを願いたい。障がい者の場合、ケアマネは存在しない。相談支援事業所も少ないかと思われます。	これまで訪問した中でも、計画書作成の同意を確認する際、避難を諦めていた世帯の方もおりました。障がい・要介護関わらず、そのために避難の重要性をお話し、一緒に考えることが重要だと考えます。
49	安否確認届出書の活用方法＝消防署・警察署・民生委員に情報提供するための物なのか？具体的な必要性が多くの方に認識されていないのではないかな？	災害時安否確認申出書は、区市町村の義務となっている避難行動要支援者名簿を作成に伴い、必要情報の収集・確認のためにお送りしています。お送りする際に、重要性についてお伝えできるよう更に工夫していきます。
50	保護者・家族の都合でなく、ご本人に必要な支援内容になっているか。例えば避難先では環境、持ち物ではご本人にとっては必要な物など。	計画書は、要支援者だけではなく、世帯の状況を反映して作成しています。
51	十分考えられていると思いますが、項番3「避難時や避難先での留意事項の確認」については、要支援者が重度の障がいをお持ちの場合、心身の状況を詳細に聞き取り、避難所での生活がどのようになるのか、要支援者およびご家族への説明と確認をお願いしたいと思います。	十分に留意して進めております。出来上がった計画書も、再度訪問し、計画内容をご説明のうえ、お渡ししています。
52	障がい者のいる家庭はそれぞれ状況が違い、家族の連携がある家庭、単身の家庭、支援できる家族の年齢層も個々のため、定期的な見直しが必要と考えます。災害時安否確認申出書の回収率をUPするためにも、各通所施設や各障がい者団体からも提出するよう周知をお願いしてはどうか。	見直しは、1年に1回の訪問確認・更新を予定しております。また、令和3年に災害時安否確認申出書をお送りした際は、通所施設や各障がい者団体様への情報共有が出来ておりませんでしたので、次回以降改めて対応します。
53	利用者ご家族から、会った事もない民生委員に自分の家のことをあれこれ情報提供したくない（警察や消防は「公」と言う認識だからあまり抵抗感は示されなかった）、だから、提出したくないとお話があった。情報をどう使うか？必要性などもっと説明したほうが良いのではないかな？	今回、以下の方にお送りしたご案内について、申出書の流れが分かるようにしてリニューアルしました。 ・R3.10月：新たに要支援者に該当になった方 ・R3.11月：災害時安否確認申出書の回答が無い方 通知だけではなく、出来るだけ丁寧に説明していきます。
54	未回答者の対応をどうすべきか。再勧奨通知だけでは期待できません。訪問の中で、訪問者が実際に困ったケースなどが知りたいです。	今回、返信が無い方に再勧奨を実施しているお話をしましたが、それでも返信が無い方につきましては、違う方法を検討して働きかけを続けていきます。
55	訪問の時のイメージ図に担当ケアマネとありますが、知的障がい者の場合は、相談支援専門員になりますか？	相談支援専門員の方との連携につきましては、まだ固まっておられませんので、今後検討していきますが、ぜひ連携して進めるべきと考えています。

	ご意見・ご質問	区回答
56	民生委員の方は災害時に実際どのような活動をされるのか？できるのか？	民生委員の皆様には、担当されている地区の避難行動要支援者名簿をお渡ししており、災害時の安否確認活動をお願いしています。 安否が確認できない場合は、所管の福祉事務所に報告し、後の公助に繋げていきます。
<b>福祉避難所開設・運営について</b>		
57	妊産婦が産気づいた場合の対応。 避難者カード記入時の障がい者への配慮（書字困難・聴覚失認）	妊産婦の方が産気づいた場合は、避難所で出来ることを探すより、タクシー等ですぐかかりつけの産婦人科へ移送することになります。また、事前に避難することはかかりつけ医に伝えておくべきです。 カード記入は、すべて受付で記入ではなく、誘導した居室で介助者が書く、等柔軟に対応します。
58	開設・運営するための人員は確保できるのでしょうか。	令和元年の台風第19号での対応を踏まえ、避難所として開設を予定している施設には、事前に開設・運営にあたる職員を指定しています。
59	避難所での対応職員も自身の生活があることから、どのくらいの対応できる職員が確保できて、実際に動くことができるのかは不安です。	令和元年の台風第19号での対応を踏まえ、避難所として開設を予定している施設には、事前に開設・運営にあたる職員を指定しています。 また、区職員と施設側の顔合わせや、どのように福祉避難所として施設を利用するかもすり合わせています。
60	おむつ交換室の設置について、身体障がい者の中には大人でもオムツをしている人がいます。異臭など衛生面を考慮して必ずおむつ交換室に移動して行うようお願いしてください。おむつ交換室内でもプライバシー保護のため衝立等をいくつか置いていただけると助かります。可能な限りベッドを設置していただくと介護者の腰の負担など軽減でき助かります。	令和元年台風第19号での対応を踏まえ、令和3年5月に、「水害時第二次（福祉）避難所開設・運営手順書」を作成しました。その中で、 ・おむつ交換室の設置 ・交換室への移動困難な場合の目隠し物品確保 ・段ボールベッド配置 等を、開設にあたる従事者の共通認識としています。
61	指定管理者には協力依頼はできないとのことですが、施設の利用方法？使い勝手等そこに派遣される職員は熟知しているのでしょうか？その為の訓練をされているのでしょうか？	令和元年の台風第19号での対応を踏まえ、避難所として開設を予定している施設には、事前に開設・運営にあたる職員を指定しています。 また、職員による施設の事前確認や、施設側との顔合わせも行っています。
62	平日の場合、福祉避難所開設に伴い、前日あるいは前々日から施設を閉館せざるを得なくなった時、利用されている方に影響はないのか？	影響がないとは言えません。 しかし、それぐらい危険が迫っている状況であるという危機感を、区・施設・利用者を含めた区民の皆さまと共有することが大切だと考えます。
63	福祉避難所となる施設を利用されている方が、再度避難所として利用する場合、移動せずとどまるという手段はあるのか？	あります。 予め台風接近が分かり、危険が迫っている状況であれば、施設に留まることが出来れば、ご本人やご家族の安心にも繋がると考えます。



	ご意見・ご質問	区回答
64	災害時に電力の供給停止という事態も想定されますが、福祉避難所候補に挙がっている施設の非常用電源の規模はどの程度なのでしょう。	施設によって設備も電源の設置階数も違うほか、どれだけ使用するかによっても違います（別途お調べして回答します）。
65	人工呼吸器や常時吸引等が必要な方の避難先は確保されるのでしょうか。	水害の状況により避難行動や避難者数も変わるため、避難先を確保することはお約束できませんが、受入れ可能人数等を勘案しながら、個別避難計画を作成しています。
66	休日や夜間の開設になった場合、開錠など予定どおり開設・運営されるのでしょうか。	個別避難計画書にも記載しているとおり、避難の安全性を考え、午前10時～午後3時の間に避難所開設を行う想定です。予定どおり開設できるよう、台風接近見込みの段階から避難施設側と連絡を取っていきます。
<b>水害時個別避難計画書について</b>		
67	支援される側が実際にどうなるのか、シミュレーションしにくい。	支援者や支援方法はそれぞれ違いますので、計画作成時や毎年の確認の中で、イメージできるようにお話していきます。
68	障がいある全ての人に対して個別支援計画書が作成されるものと思っていました。	避難行動要支援者の該当要件は、各自治体によって違います。足立区では、避難行動要支援者名簿に登録されている方を対象に、個別避難計画を作成していきます。
69	個別支援計画に基づいた避難訓練を行う必要があるのではないかと？区全体で行っているような大掛かりな避難訓練ではなく、区域を絞って（第二次避難所ごとそこを利用する予定の方々、その区域の方々を対象とするなど）何回か行う個別避難訓練のようなものができるとより実感しやすいと思う。	どのような訓練であれば実施可能かを含めて検討します。
70	計画書は内容に見直しが生じた場合、随時更新とありますが、見直しが生じた状況をどのように確認するのでしょうか。また、この場合も、初回の計画作成同様、施設への協力依頼があるのでしょうか。	1年に1回の訪問確認・更新を予定しており、作成時にご協力いただいた福祉専門職の方にもご協力いただきたいと考えています。その際は別途ご依頼させていただきます。
71	今回優先的に87名分の個別支援計画書を作成したとお聞きしたが、今後は避難行動要支援者の全ての人も計画書作成の対象となるのでしょうか。	個別避難計画書の対象は、あくまでも全ての避難行動要支援者です。区分に応じた計画書作成方法を検討していきます。
72	定期的に3年・5年ごとに計画書は見直しされるのでしょうか。	作成した翌年度から、毎年度計画書内容の確認・更新を予定しています。